

平成 26 年 12 月 12 日

株式会社紀陽銀行

## 当行行員を騙った還付金詐欺にご注意ください

最近、当行行員を騙り、「納め過ぎた保険料を取り戻せます」と言ってコンビニエンスストアのＡＴＭなどに誘導して振込み操作をさせるといった還付金詐欺が発生しています。

### 【最近の手口】

- ① 市町村職員と名乗る者から、支払保険料の還付を受けられるとの電話が入ります。
- ② 取引金融機関はどこか、キャッシュカードをお持ちであるかなどを聞かれます。
- ③ 取引金融機関は紀陽銀行ですと答えられますと、それでしたら紀陽銀行の〇〇さんが担当しています。その方の電話番号は×××-××××-××××ですので、電話をしていただき還付金の受け取り方法を伺ってください、と案内されます。
- ④ 案内通りに電話すると、当行行員になりました〇〇と名乗る者が電話に出てきます。
- ⑤ 当行行員になりました〇〇が、還付金を受けるためにコンビニエンスストアのＡＴＭにキャッシュカードを持って行くように案内します。
- ⑥ 指定されたＡＴＭに行くと、その者から還付金を受ける手続きなどと言葉巧みに騙し、キャッシュカードをＡＴＭに挿入させたと、還付金の受取り方を電話で案内します。
- ⑦ 案内どおりに操作を行うと、ご自身の預金口座から資金が引き出され、犯人が管理している預金口座に振込まれてしまいます。

### 【ご注意】

当行行員が、還付金を受けるためにお客さまに対し、コンビニエンスストアのＡＴＭなどへ案内することはございませんので、そのような不審な話がありましたら、最寄りの警察署あるいは当行本支店、ハローサービスセンターにご相談ください。